平成２２年（フ）第２２０号
和歌山県紀の川市桃山町野田原689番地２
債務者　芝本　吉和
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２２１号
和歌山県海南市藤白606番地
債務者　東山　博子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２２２号
和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口1004番地６
債務者　呉谷　桝美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２２４号
和歌山市西浜３丁目７番35号
債務者　稲井富美子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２２５号
和歌山県有田郡有田川町大字下津野1030番地11
債務者　森　　香織
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２３０号
和歌山市吉里２番地　菖蒲ヶ丘団地Ｃ３棟２階920号
債務者　窪田　尚美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６１号
山口県周南市大字須々万奥1076番地の３
債務者　原田　由美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第６８号
山口県周南市大字徳山5497番地の１　シュポール101号、前住所山口県周南市清水町３番25号　コーポ西山104号
債務者　松田　博美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第７９号
山口県光市上島田５丁目14番１―102号
債務者　木村　美樹
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１０１０号
熊本市月出１丁目１番28―205号
債務者　秋吉　一成
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１７７号
熊本市健軍３丁目51番15号
債務者　畑野　秀子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２２２号
熊本市銭塘町1278番地７
債務者　前田　詔一
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２１４号
和歌山市土入280番地の３　和田住宅
債務者　松浦　美希
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６０８号
東京都大田区久が原１丁目９番23号　パーシモン久が原406、申立時の住所熊本県上天草市大矢野町登立9919番地
債務者　齊藤　晋平
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６７７号
横浜市西区花咲町５丁目136番地２　グリフィン横浜・桜木町参番館504号
債務者　藤沢　　満
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０３９号
横浜市神奈川区三ツ沢上町14番36号　フィルコート三ツ沢上町Ｄ棟１号
債務者　北村　　豊
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０４号
横浜市青葉区榎が丘21番地15　第２鈴木荘205
債務者　森　　純子（旧姓喜多）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部